

# フレックス工期契約制度を導入します

## ◆ フレックス工期契約制度とは

発注者（館山市）が、実工期に余裕期間を加えて工事を発注し、受注者は、余裕期間内で工事着手日を決めることができます。

受注者が柔軟に工期を設定できるようにすることで、必要な工期の確保と施工時の平準化を図り、公共工事の円滑な施工を確保することができます。

